

令和6年第1回市議会定例会
提出議案の概要

新 座 市

提出議案（合計36件）の内訳

【専決処分の承認を求める案件】 ……1件
予算 1件（令和5年度新座市一般会計補正予算（第11号））

【条例案件】 ……22件

新規 2件（新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会条例ほか1件）

一部改正 19件（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか18件）

廃止 1件（新座市入学準備金・奨学金貸付条例を廃止する条例）

【予算案件】 ……12件

当初 7件（令和6年度新座市一般会計予算ほか6件）

補正 5件（令和5年度新座市一般会計補正予算（第12号）ほか4件）

【人事案件】 ……1件（新座市教育委員会教育長の任命について）

【専決処分の承認を求める案件】

……1件（予算1件）

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度新座市一般会計補正予算（第11号））

〔要旨〕

一般会計補正予算の専決処分を令和6年1月23日に行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

物価高騰対策に係る臨時給付金の給付事業に対応するため、歳入歳出予算に307,424千円を追加したもの

* 次のとおり給付金を支給するもの

- 1 住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯につき10万円を支給（対象2,000世帯）
- 2 住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の子がいる世帯に対し、子1人につき5万円を支給（対象者2,000人）

【条例案件】 ……22件（新規2件、一部改正19件、廃止1件）

議案第2号 新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会条例（新規制定）

〔要旨〕

（仮称）三軒屋公園等複合施設の整備及び運営に係る事業者の選定を公平かつ適正に行うため、新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会を設置するもの

〔条例制定の背景〕

（仮称）三軒屋公園等複合施設について、DBO方式（※）により整備を行い、事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行うこととしている。

事業者からの提案内容について、外部有識者等を含めた会議体による審査を行うことにより、専門的な観点から提案内容を評価できるとともに、透明性・客観性が確保されることで、公正な審査に基づいた選定を行うことができる。

このことを踏まえて、専門的知見を有する学識経験者等で構成する会議体において事業者の審査を行うこととして、新たに附属機関を設置するもの

※ 民間事業者に設計、建設、維持管理及び運営を一括で委託し、施設の所有及び資金調達等は自治体が行うこととする事業方式

〔施策の効果及び影響〕

新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会の所掌事務、組織、任期、会議の招集その他の必要な事項について定めるもの

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第3号 新座市災害派遣手当等の支給に関する条例（新規制定）

〔要旨〕

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるもの

〔条例制定の背景〕

災害対策基本法等の規定により、市町村は、災害応急対策等のために派遣された職員が本来の勤務地を離れて派遣先の区域に滞在するときは、災害派遣手当等を支給することができることとされている。

また、災害派遣手当等の支給に当たっては、総務大臣等が定める基準に従い、市町村の条例で定める額を支給するものとされている。

近年頻発している風水害等の被害状況等を踏まえて、今後、本市においても災害応急対策等に係る応援職員の派遣要請を行うことを想定し、本市に派遣された職員に係る災害派遣手当等の支給に関し必要な事項を定めることとして、条例を制定するものである。

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

職員に在宅勤務等手当を支給するとともに、住居手当の支給対象者を改めるもの

〔条例改正の背景〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により、在宅勤務を中心とした働き方をする職員の光熱・水道費等の負担を軽減するため、令和6年4月1日から在宅勤務等手当が設けられることとなった。

また、住居手当について、国においては、職員が自ら所有する住宅等に係るものについては平成21年に廃止している。

本市においても、これらの国家公務員の取扱いを踏まえ、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

- 1 職員の自宅等において、一定期間以上継続して1か月当たり10日を超え

て正規の勤務時間の全部を勤務することを命じられた職員に対し、在宅勤務等手当（月額3,000円）を支給するもの

- 2 自ら所有する住宅に居住する職員に対する住居手当（月額4,000円）を廃止するもの

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

国家公務員の給与改正実施率及び朝霞地区4市職員の平均定期昇給率を基に、新座市立学校薬剤師の報酬の額を年額131,000円から年額134,000円に引き上げるもの

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第6号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

職員の夏季休暇の取得期間を1か月拡大するもの

〔条例改正の背景〕

人事院規則の一部改正により、国家公務員の夏季休暇について、7月から9月までとしている取得期間を、業務の事情により当該期間内に夏季休暇を取得することが困難である場合にあっては6月から10月までの期間とすることとされた。

これを踏まえて、市長が定める職員（保育園に勤務する職員等）に係る夏季休暇の取得期間について、現行の7月から10月までの期間を6月から10月までの期間に拡大することとして、条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第7号 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するもの

〔条例改正の背景〕

地方自治法の一部改正により、常勤の職員より勤務時間が短いパートタイ

ムの会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができることとされた。

また、常勤の職員と勤務時間が同じであるフルタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上は勤勉手当の支給が可能であったが、国の事務処理マニュアルにおいて、勤勉手当を支給しないことを基本とするとされていたところ、今回の地方自治法の一部改正にあわせて当該マニュアルが改正され、令和6年度から勤勉手当を支給すべきとされた。

これらを踏まえて、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、条例を改正するものである。

なお、当該勤勉手当の支給割合については、一般職の常勤の職員の取扱いに準じることとする。

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第8号 新座市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日とする。

議案第9号 新座市手数料条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

戸籍法等の一部改正に伴い、新たに行う事務に係る手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和6年3月1日とする。

議案第10号 新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

重度心身障がい者医療費の支給の対象者を改めるもの

〔条例改正の背景〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、介護給付費等の支給対象者に係る住所地特例（※）の対象施設として介護保険施設等が追加された。

これを踏まえて、介護給付費等の支給に係る自治体と重度心身障がい者医療費の支給に係る自治体を一致させることにより、支給対象者の利便性の向上を図るため、重度心身障がい者医療費の支給対象者に係る住所地特例の対象施設として介護保険施設等を追加することとして、条例を改正するものである。

※ 障がい者支援施設等の所在地市町村の財政負担を軽減するため、当該施設等の入所者が介護給付費等の支給対象者である場合は、施設入所前の住所地の市町村が支給決定を行うこととするもの

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第11号 新座市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

支給の対象となる医療費として、高校生年代の通院に係る医療費を加えるもの

〔条例改正の背景〕

埼玉県における令和6年度の乳幼児医療費の助成対象の拡大を踏まえて、本市においても、医療費助成を通じて子育て支援の充実を図るため、これまで高校生年代は入院に係る医療費のみを対象としていたが、今後は通院に係る医療費を加えることとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

高校生年代の子がいる世帯の負担を軽減する。

〔施行日〕

施行日は、令和6年7月1日とする。

議案第12号 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

市町村民税の課税世帯の保護者に係る医療費の自己負担額を廃止するもの

〔条例改正の背景〕

埼玉県における令和6年度の乳幼児医療費の助成対象の拡大を踏まえて、本市においても、医療費助成を通じて子育て支援の充実を図るため、市町村民税の課税世帯の保護者に係る医療費について、入院は1日につき1,200円、入院以外は1月につき1,000円としている自己負担額を廃止し、全額支給することとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

ひとり親家庭等の負担を軽減する。

〔施行日〕

施行日は、令和6年6月1日とする。

議案第13号 新座市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第14号 新座市高齢者いきいき広場条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

高齢者いきいき広場の休館日に火曜日を加えるもの

* 現行の休館日は、祝日（敬老の日を除く。）及び年末年始としている。

〔条例改正の背景〕

現行の施設の利用状況や他の公共施設における休館日の状況を踏まえ、利用者への影響が少ない火曜日を休館日とすることとし、条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第15号 新座市介護保険条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を定めるもの

〔条例改正の背景〕

介護保険法の規定により、65歳以上の介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の介護保険料（以下「保険料」という。）は3年ごとに見直しをすることになっている。

この見直しによる令和6年度から令和8年度までの保険料の額を定めるもの

なお、保険料の額は、基準額（年額73,668円）（※）を基に被保険者の所得の状況に応じ15段階に区分して定める（現行の区分は14段階）。

※ 令和6年度から令和8年度までの3年間に利用が見込まれる介護保険サービスの総費用については、公費や保険料等で賄うこととなる。このうち、被保険者が負担することとなる保険料の総額を被保険者の数で除して得た額が基準額となる。

〔施策の効果及び影響〕

(令和3年度～令和5年度)			(令和6年度～令和8年度)		
段階	対象者	年額 (円)	段階	対象者	年額 (円)
第1段階	生活保護受給者及び高齢福祉年金受給者で、市民税世帯非課税の者若しくは市民税世帯非課税	32,076 (基×0.500)	第1段階	同左	33,518 (基×0.455)

	で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者				
第2段階	市民税世帯非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円以下の者	38,491 (基×0.600)	第2段階	同左	50,462 (基×0.685)
第3段階	市民税世帯非課税で、第1段階及び第2段階の対象者以外の者	44,906 (基×0.70)	第3段階	同左	50,830 (基×0.69)
第4段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税であって、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者	57,736 (基×0.9)	第4段階	同左	66,301 (基×0.9)
第5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税であって、第4段階対象者以外の者	64,152 (基×1)	第5段階	同左	73,668 (基×1)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者	73,774 (基×1.15)	第6段階	同左	84,718 (基×1.15)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	80,190 (基×1.25)	第7段階	同左	92,085 (基×1.25)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	86,605 (基×1.35)	第8段階	同左	101,661 (基×1.38)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	96,228 (基×1.50)	第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	114,185 (基×1.55)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	105,850 (基×1.65)	第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	125,972 (基×1.71)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の者	109,058 (基×1.70)	第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	130,392 (基×1.77)
			第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	132,602 (基×1.80)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の者	141,134 (基×2.20)	第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の者	173,119 (基×2.35)
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	153,964 (基×2.40)	第14段階	同左	189,326 (基×2.57)
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の者	160,380 (基×2.5)	第15段階	同左	198,903 (基×2.7)

* 低所得者への軽減措置（特例）の実施により、第1段階から第3段階における基準額に対する割合を第1段階は0.455から0.285に、第2段階は0.685から0.485に、第3段階は0.69から0.685にそれぞれ引き下げている。

このため、令和6年度から令和8年度までの期間に被保険者が支払う保険料の額は、第1段階：20,995円、第2段階：35,728円、第3段階：50,462円となる。

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第16号 新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

〔要旨〕

国の基準（省令）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

国の省令で定める介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準が、身体的拘束等の適正化のための措置を新たに義務付けるなど、令和6年4月1日等を施行日として改正された。

この改正を受け、この基準を参考として市の条例（※）で定めている介護サービスの基準を改めるもの

- ※1 新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 新座市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 3 新座市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 4 新座市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第17号 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

国民健康保険税の税率を改定するもの

〔条例改正の背景〕

本市の国民健康保険税については、埼玉県の方針により、令和6年度に、現行の4方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）から2方式（所得割及び均等割）の課税方式に移行するとともに、令和9年度の県内における保険税水準の統一（※）に向け、段階的に税率等を改定することとしている。

令和6年度の国民健康保険税について、この方針に従い改定するもの

* 国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の三つで構成している。

※ 原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとするものであり、県の試算による標準税率と本市の適用税率の乖離を解消することを目指すもの

（参考）1人当たり保険税額

	県試算による標準税率	本市の適用税率	差額
令和5年度	130,001円	97,891円	32,110円
令和6年度	136,098円	107,717円	28,381円

〔施策の効果及び影響〕

1 医療給付費分（基礎課税額）

	現行	改定後
所得割	7.00%	7.30%
資産割	5.0%	廃止
均等割	27,000円	32,000円
平等割	1,000円	廃止
限度額	650,000円	650,000円

2 後期高齢者支援金等分

	現行	改定後
所得割	1.85%	2.32%
均等割	12,000円	14,000円
限度額	200,000円	220,000円

3 介護納付金分

	現行	改定後
所得割	1.88%	2.22%
均等割	14,000円	15,000円
限度額	170,000円	170,000円

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第18号 新座市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

4か所の自転車等駐車場において、新たに小型自動二輪車（※1）及び自動二輪車（※2）の受入れを行うもの

※1 道路交通法に規定する普通自動二輪車で排気量が125cc以下であるものをいう。

※2 道路交通法に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車で排気量が125ccを超えるものをいう。

〔条例改正の背景〕

現在、小型自動二輪車及び自動二輪車の受入れについては、2か所の自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）において行っているが、受入れが可能な駐車場の拡大について、市民から要望を受けている。

また、自転車及び原動機付自転車の受入れを行っている駐車場が4か所あるが、利用率の低い状態が続いている。

これらを踏まえて、当該4か所の駐車場において、新たに小型自動二輪車及び自動二輪車の受入れを行うこととして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

駐車場の利用者の利便性が向上する。

* 【新たに小型自動二輪車及び自動二輪車の受入れを行う駐車場】

- ① 新座市三軒屋公園前自転車駐車場（小型自動二輪車のみ。）
- ② 新座市志木陸橋下東口自転車駐車場
- ③ 新座市志木陸橋下南口自転車駐車場
- ④ 新座市栗原五丁目自転車駐車場（小型自動二輪車のみ。）

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第19号 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

建築基準法等の一部改正に伴い、新たに行う事務に係る手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第20号 新座市都市公園条例及び新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

総合運動公園及び栄緑道並びにスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金を指定管理者の収入とするもの

〔施行日〕

施行日は、令和7年4月1日とする。

議案第21号 新座市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

*** 【改正する条例】**

- ① 新座市水道事業の設置等に関する条例
- ② 新座市監査委員条例
- ③ 新座市公共下水道事業の設置等に関する条例

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第22号 新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

職員に在宅勤務等手当を支給し、及び住居手当の支給対象者を改めるとともに、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するもの

- * 改正内容は、「議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第7号 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」と同じ。

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第23号 新座市入学準備金・奨学金貸付条例を廃止する条例

〔要旨〕

入学準備金・奨学金の貸付けを廃止するもの

〔条例廃止の背景〕

本市の入学準備金・奨学金の貸付けは、教育の機会の均等に資することを目的として、経済的理由により高等学校及び大学等に就学困難な方を対象としているが、近年、国の高等教育の修学支援新制度による大学等の無償化及び独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の拡充が進んだことに伴い、利用者数が減少している。

また、国及び独立行政法人日本学生支援機構の貸付制度に係る利用者の所得の審査基準は、本市と同等又はより緩和されているものとなっている。

これらを踏まえて、本市の入学準備金・奨学金の貸付けを廃止するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和6年6月1日とする。

【予算案件】 …… 12件（当初7件、補正5件）

議案第24号 令和6年度新座市一般会計予算

議案第25号 令和6年度新座市国民健康保険事業特別会計予算

議案第26号 令和6年度新座市介護保険事業特別会計予算

議案第27号 令和6年度新座市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計予算

議案第29号 令和6年度新座市水道事業会計予算

議案第30号 令和6年度新座市公共下水道事業会計予算

議案第31号 令和5年度新座市一般会計補正予算（第12号）

議案第32号 令和5年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第33号 令和5年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和5年度新座市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第35号 令和5年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

【人事案件】 …1件

議案第36号 新座市教育委員会教育長の任命について

現教育委員会教育長金子廣志の任期が、令和6年4月1日で満了となるが、引き続き同人を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するもの

追加を予定する議案（4件）

【予算案件】 ……3件

議案第 号 令和5年度新座市一般会計補正予算（第13号）

議案第 号 令和5年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別
会計補正予算（第5号）

議案第 号 令和6年度新座市一般会計補正予算（第1号）

【人事案件】 …1件

議案第 号 新座市監査委員の選任について